

新コミュニティセンター整備計画のポイント

①計画期間	平成30(2018)年度～2027年度(10年間) ※5年後に見直し								
②整備対象施設	<ul style="list-style-type: none">・耐震化が必要な施設。 <u>十河、男木</u>・設計着手時点で建築後概ね50年経過している施設。 <u>多肥、女木、松島、花園、栗林、新塩屋町、太田中央、浅野、前田</u> <p>※建物規模は、これまでの床面積基準を継承する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>地区人口</th><th>基準床面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>8,000人以上</td><td>700㎡以内</td></tr><tr><td>8,000人未満</td><td>650㎡以内</td></tr><tr><td>3,000人未満</td><td>450㎡以内</td></tr></tbody></table>	地区人口	基準床面積	8,000人以上	700㎡以内	8,000人未満	650㎡以内	3,000人未満	450㎡以内
地区人口	基準床面積								
8,000人以上	700㎡以内								
8,000人未満	650㎡以内								
3,000人未満	450㎡以内								
③整備方法	改築を原則としつつ、長寿命化による整備も検討する。								
④用地取得	イニシャル及びランニングコスト、運用面を総合的に判断し、事業効果が高いと判断する場合に、最小限の用地取得を検討する。								
⑤保全計画	上記の整備対象施設(改築もしくは長寿命化)以外の施設については、施設を安全に利用できる状態に保つため、計画的な修繕・改修を行い、保全費用の低減に努める。								

新コミュニティセンター整備計画

9施設の整備計画

計画期間：平成31(2019)年度～2027年度(9年間)

前 期	中 期	後 期
31年度～	前期3施設着手後～	中期3施設着手後～
多肥・花園・女木	栗林・浅野・前田	新塩屋町・太田中央・松島

※基本設計着手の順番



3期に分類した整備スケジュールとしているが、地域の実情と、整備時の周辺環境等の要因を踏まえ、適切な時期に実施することとする。

- 整備場所・・・(現地整備・移転整備の検討、用地取得の必要性検討)
- 施設の複合化・・・(既存公共施設等との複合化検討)
- 財政状況・・・(長寿命化改修による整備の検討)

保全計画の主な改修内容

施設の老朽化に伴い、雨漏り等の修繕が年々増加していることから、新コミュニティセンター整備計画に基づく改築のほか、改築まで健全な状態で施設利用を可能とするため、長寿命化の観点に基づいた計画的な保全を行う。

改修項目	改修の必要性
屋上防水	ひび割れ、防水シートの劣化が進行した場合、躯体への雨水侵入、コンクリートの中酸化・爆裂等により深部まで劣化し、内装・外装ともに改修が必要。
外壁防水	ひび割れ、塗膜防水の劣化が進行した場合、躯体への雨水侵入、コンクリートの中酸化・爆裂等により深部まで劣化し、内装・外装ともに改修が必要。
大ホール 空調改修	故障が発生した場合、コミュニティセンター利用者への影響が大きく、運営に支障有。新設備は、省エネ対応。
非常用放送 設備更新	消防法により、非常時の的確な情報伝達が義務付けられているため、定期的更新が必要。
高圧受変電 設備改修	故障の場合、施設の停電、運営停止に繋がるだけでなく、周辺施設・住宅への影響など、事故の危険性有。